



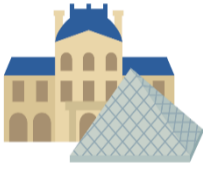

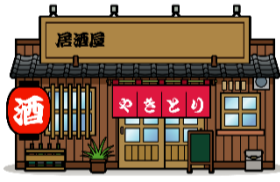


新型コロナウイルス感染拡大防止協力金

神奈川県は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4月24日(金)から5月6日(水)までの間、休業要請・時間短縮要請に協力していただいた事業者(中小企業及び個人事業主)に対して最大30万円の協力金を支給することを決めました。

対象要件

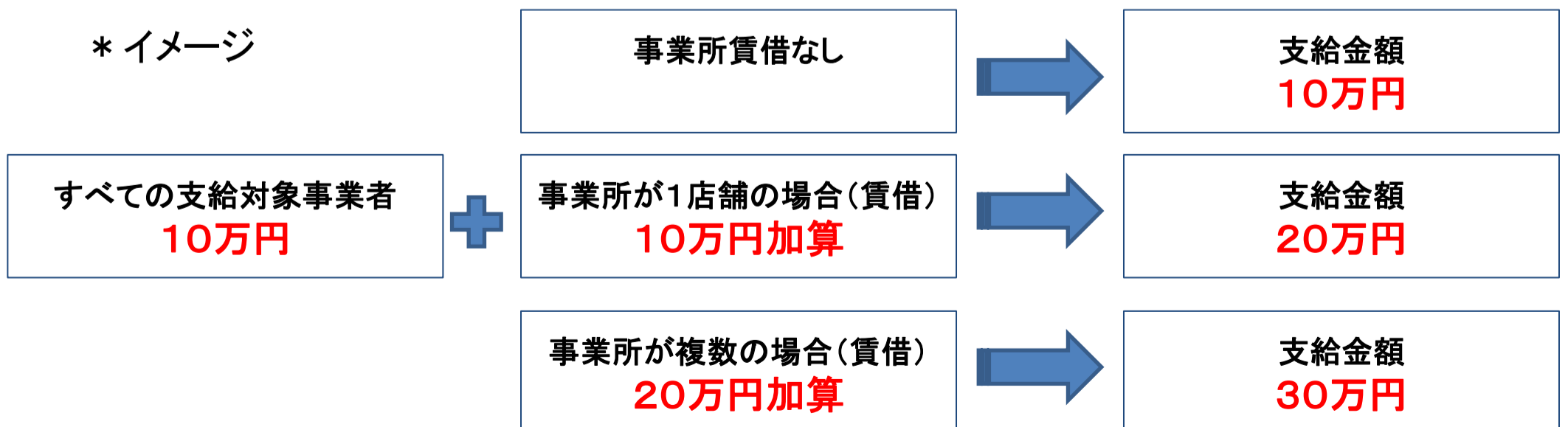
「神奈川県における緊急事態措置等」により、営業休止や時間短縮の要請などを受けた施設を運営する中小企業及び個人事業主が対象となります。

| 施設の種類 | 内訳 | 要請内容 |
|--|--|------------------------------------|
| 遊興施設等  | キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、ストリップ劇場、パブ、個室ビデオ店、ネットカフェ、マンガ喫茶、カラオケボックス、ライブハウス、場外車券売場など | 休業要請 |
| 大学、学習塾等  | 大学、専門学校、各種学校などの教育施設 自動車教習所、学習塾、英語教室など * 床面積の合計が1,000㎡を越えるものに限る | |
| 運動、遊技施設  | 体育館、水泳場、ボーリング場、スポーツクラブ、ヨガスタジオなどの運動施設またはマージャン店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場など | |
| 劇場等  | 劇場、観覧場、映画館、演芸場など | |
| 集会・展示施設  | 集会場、公会堂、展示場など 博物館、美術館、図書館、ホテル、旅館 (集会の用に供する部分 * 床面積の合計が1,000㎡を越えるものに限る) | |
| 商業施設  | 生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 * 床面積の合計が1,000㎡を越えるものに限る | |
| 食事提供施設  | 飲食店(居酒屋含む)、料理店、喫茶店など (宅配・テイクアウトサービス含む) * 営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとする(宅配・テイクアウトサービスは除く) | 時間短縮要請 (*時短協力事業者は10万円のみ支給となります) |

支給金額

- (1) 1事業所10万円支給(時短協力事業者は10万円のみ支給となります)
- (2) さらに休業要請に協力している事業者(上の緑枠内事業者対象)で事業所を賃借している場合10万円加算、複数店舗の場合最大20万円加算となります。

* イメージ



申請期間

4月24日(金)の夜から6月1日(月)までを予定。(* 現在調整中)

申請方法

*** 申請方法はオンライン、または郵送にて受付します。**

申請に必要な書類

- ①協力金交付申請書(県様式)
- ②協力金の振込先の通帳等の写し
- ③事業活動を証する書面<法人の場合>法人県民税・事業税申告書の写し(NPO法人、公益財団法人、公益社団法人の場合、国・県・市町村に提出した事業報告書の写しでも可)
<個人事業主の場合>青色申告決算書または収支内訳書
- ④事業活動の内容がわかる書面(HPやパンフレットなどの写し)
- ⑤本人確認の書面(*個人のみ/運転免許証、パスポート、保険証の写しなど)
- ⑥休業要請対象の場合は休業したことが分かる書面、時間短縮要請の場合は短縮前の営業時間が分かる書面と短縮後の営業時間が分かる書面(ホームページや店舗ポスターなどの写し)
- ⑦事業所の賃貸借契約書の写し(*休業要請対象の場合のみ)
- ⑧役員等氏名一覧表(*法人のみ/県様式)
- ⑨休業及び夜間営業時間短縮協力施設一覧表(*対象施設を県内に複数有する方のみ/県様式)

Q & A よくあるお問い合わせ

Q、協力金の支給はいつ頃になりますか？

A、支給について分かり次第お知らせさせていただきます。

Q、対象要件を満たしていれば必ず支給を受ける事ができますか？

A、対象条件を満たしている事業者であれば支給を受ける事ができます。

Q、休業・時間短縮の協力についてはいつからいつまでを条件としていますか？

A、神奈川県は、遅くとも4月24日(金)**には開始をして、**5月6日(水)**まで**全て休業・時間短縮**していることを条件としています。**

Q、神奈川県と東京都に店舗がある場合はどうなりますか？

A、今回の協力金はあくまでも神奈川県内に事業所が所在することが条件**となっていますので、県内にある事業所のみが対象となります。**

Q、飲食店がテイクアウトサービスに切り替えて営業を継続した場合はどうなりますか？

A、店内飲食の営業時間を短縮し、夜8時から朝5時までの営業を行わない場合は対象となります。

お問い合わせ先 神奈川県新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル 045-285-0536



自民党

発行:みうら自民党 議員団

神奈川県議会議員 石川巧

三浦市議会議員

出口真琴、草間道治、神田真弓

出口正雄、長島満理子

